

里親ワイナリーによる醸造技術研修事業 実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1 この実施要領は、信州ワインバレー構想に基づき、高品質な長野県産ワイン及びシードルの醸造体制を確保してワイン産地の形成促進を図るため、意欲的な県内ワイナリー及びサイダリーを里親として、県内ワイナリー及びサイダリーにおける製造実務に従事する者並びに県内において果実酒醸造所の設立を目指す農業者の醸造技術の向上を支援する仕組みづくりを行うために必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2 この事業は、県内ワイナリー及びサイダリーを「里親ワイナリー」として登録し、ワイン及びシードルの醸造現場に研修生を受け入れ、醸造に関する知識及び技術を習得する実務研修を行うものとする。

第2章 里親ワイナリー

(登録の要件)

第3 里親ワイナリーは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 長野県内にワインまたはシードルの醸造場を有すること
- (2) 酒税法に基づく果実酒の製造免許を取得していること
- (3) 原則として、直近5年間に継続したワインまたはシードルの醸造実績を有すること
- (4) 醸造技術者の育成指導に熱意があり、教育的役割を果たせること
- (5) 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること

(登録の申請)

第4 里親ワイナリーへの登録を希望する者は、産業労働部長が別に定める日までに、里親ワイナリー登録申請書(様式第1号)に里親登録カード(様式第2号)を添付し、産業労働部長に提出するものとする。

(里親ワイナリーの登録の方法)

第5 産業労働部長は、第4の申請者が第3の要件を満たし、研修の受入れ先として適当と認める場合、「里親ワイナリー」として登録する。

2 産業労働部長は、登録する里親ワイナリーを記載した里親ワイナリー名簿(様式第3)を作成し、県ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(里親ワイナリー登録の更新)

第6 里親ワイナリーの登録期間は、登録日から3年を経過しない年の3月31日までとする。引き続き里親ワイナリーとして登録を希望する者は、別に通知する日までに更新

申請を行うものとする。

- 2 更新申請は、登録更新申請書（様式第4号）に更新申請時の内容を記載した里親登録カード（様式第2号）を添付し、産業労働部長に提出するものとする。

（登録の廃止）

第7 産業労働部長は、里親ワイナリーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すものとする。

- (1) 里親ワイナリーとして、第3の各号のいずれかを欠くと認められた場合
- (2) 事業停止又は廃業した場合

- 2 里親ワイナリーは登録期間中に登録の廃止を希望するときは、里親ワイナリー登録廃止届出書（様式第5号）により産業労働部長に届け出るものとする。

第3章 研修

（研修の対象者）

第8 研修の対象者は次の各号のいずれかに該当し、研修の目的及び内容が本事業の趣旨に合致すると産業労働部長が認めた者とする。

- (1) 地方公共団体、教育機関等が、醸造用ぶどうの栽培やワイン醸造技術、ワイナリーの開設、経営管理等の習得を目的として開設したアカデミーや研修会を修了または受講した者で、本研修後に長野県内でワイナリーを開業することが確実と見込まれる者。
- (2) ワイナリーまたはサイダリーにおける製造実務に1年以上従事している者で、醸造技術の向上を目的として研修の受講を希望する者。

（研修の内容）

第9 対象となる研修内容は、里親ワイナリーにおける栽培・醸造工程（原料ぶどう・りんごの栽培管理、搾汁、発酵、熟成、瓶詰等）及びワイナリー・サイダリー経営に関する知識及び技術、その他醸造に関連する業務とする。

（研修の期間）

第10 研修期間は、当年度の別に定める日から2月末日までの間で、里親ワイナリーと研修生が合意した期間とする。

（研修生の選定）

第11 研修希望者は、別に定める日までに里親ワイナリー研修受講申請書（様式第6号）に応募者概要書（様式第7号）及び第8で示したアカデミーや研修会を修了または受講したことが確認できる書面または研修希望者のワイナリー等における実務経験が確認できる書面を添付して、産業労働部長へ提出するものとする。

- 2 産業労働部長は、応募者概要書の内容をもとに研修生の選定を行うものとする。

（研修先及び研修内容の決定）

第12 選定された研修生は、第5第2項の里親ワイナリー名簿の中から、研修を希望する里

親ワイナリーを選択し、県産業労働部職員立会のもと当該里親ワイナリーと面談により研修内容、研修期間、受入条件等について話し合いを行うものとする。

- 2 里親ワイナリー及び研修生が研修の実施について合意したときは、里親ワイナリー及び研修生は、里親ワイナリー研修実施承認申請書（様式第8号）に里親ワイナリー研修計画書（様式第9号）を添付して、産業労働部長に提出し承認を受けるものとする。
- 3 里親ワイナリー及び研修生は、研修期間等の変更を行う場合には、里親ワイナリー研修変更実施承認申請書（様式第10号）を産業労働部長に提出し承認を受けるものとする。

（研修の実施）

第13 里親ワイナリーは、第12第2項により提出した里親ワイナリー研修計画書の内容に基づき、研修を実施するものとする。

- 2 研修生は、里親ワイナリー研修日誌（様式第11号）により研修実施内容を記録し、毎月の月末及び研修終了後に里親ワイナリーへ提出するものとする。
- 3 産業労働部長は、研修開始後に事故やけがの発生、不信行為などの理由により研修を継続することが適当でないと認めた場合には、研修計画の変更又は研修の中止を指示することができるものとする。
- 4 研修生は、傷害保険及び損害賠償保険への加入等により、研修中に事故やけが等をした場合又は研修場所の施設の破損等をした場合には自己の責任において処理しなければならない。

（報告）

第14 里親ワイナリーは、研修期間終了後30日以内又は研修を行った期間の属する年度の3月第2週の金曜日のいずれか早い日までに、里親ワイナリー研修実施報告書（様式第12号）及び第13第2項の里親ワイナリー研修日誌を産業労働部長に提出するものとする。

（謝金）

第15 産業労働部長は、第14の研修実施報告書に基づき、予算の範囲内で、受入研修生1人あたり月額29千円以内で別表1に基づき算定した謝金を里親ワイナリーに支払うものとする。

- 2 研修生は、月額14.5千円以内で別に定める謝金を里親ワイナリーに支払うものとする。

第4章 雑則

（その他）

第16 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は、平成26年6月20日から適用する。

(一部改正 平成27年6月5日)

(一部改正 平成28年6月9日)

(一部改正 令和3年6月8日)

(一部改正 令和4年4月1日)

(一部改正 令和6年8月2日)

(一部改正 令和7年5月2日)

(一部改正 令和8年4月22日)

(別表1)

1か月あたりの研修日数	支払金額
20日以上	29,000円/月
20日未満	29,000円を20で除して研修日数を掛けた額

※1日の研修時間が3時間以上4時間未満の場合に、1/2日間の研修を行ったものとして算定する。